


所管部課	福祉部高齢介護課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市介護保険条例の一部を改正する条例について			
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	<input type="checkbox"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>第6期介護保険事業計画（平成27年度から平成29年度）の策定及び介護保険法の改正が行われたため、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から平成29年度の保険料率、所得段階に改正する。 介護保険運営協議会の審議事項に、高齢者福祉計画を追加する。 介護予防・日常生活支援総合事業等について平成29年3月31日まで行わない旨を附則に追加する。 <p>(2) 施行日</p> <p>平成27年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>平成27年度以降の保険料を賦課することができる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年12月 介護保険法施行令等の一部を改正する政令 公布 平成27年 1月 介護保険運営協議会で審議済み 平成27年 1月 文書課において審査済み 				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>平成27年第1回市議会定例会に、議案として提出したい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。